

Q & A

希望調査票について

Q. 通学区域内の学校を希望していますが、「希望調査票」を提出する必要がありますか。

A. 通学区域内の学校を希望する場合も、希望調査票は必ず提出してください。
提出がない場合は、通学区域内の学校を選択したものとみなします。

Q. 第2希望校まで選択しないといけませんか。

A. 第2希望校がなければ記入の必要はありません。
第2希望校まで選択後、第1希望校での抽選に落選し、第2希望校に空きがある場合は、第2希望校に確定します。その場合は、第1希望校への補欠登録はされません（7頁参照）。**あくまでも第1希望校のみを希望したい場合は第2希望校を記載しないでください。**

Q. 第2希望校まで記載し第2希望校に当選（学校選択）したのですが、第1希望校に空きが出た場合第1希望校に変更できますか。

A. 第1希望校に変更し、就学することはできません。
希望変更期間（11月13日（金）～19日（木））終了後は一切変更できませんのでご注意ください。

Q. 学校選択で「きょうだい」が優先されるとはどういう事ですか。

A. 通学区域外の学校に兄や姉が学校選択制により在学し、その弟や妹が同じ学校を希望する場合は次のように優先されます。
① 学校が受入可能人数を超えない場合は入学できます。
② 学校の受入可能人数を超える場合は抽選において優先します。

Q. 学校選択制で「双子」の場合はどうなりますか。

A. 双子の方が同一の学校に就学・進学を希望する場合は、希望調査時の申請により1組として取扱います。

Q. 小学校で学校選択し、就学している場合、その選択した小学校区域の進学中学校に進学できますか。

A. 小学校入学時に学校選択して就学している児童が、中学校に進学する際には通学区域の中学校が就学指定校になります。現在在籍している小学校の進学先中学校への進学を希望される場合は、再度中学校入学時に学校選択していただき、選択された学校が受入可能なら入学できます。
受入人数を超える場合は抽選において優先します。

Q. 国立・私立小・中学校を受験します（通学しています）が、「希望調査票」を提出しないといけませんか。

A. 国立・私立学校を希望される方も、仮に国立・私立学校へ就学されなかった場合の選択について届出が必要になりますので、「希望調査票」は必ず提出してください。**「希望調査票」中部の学校選択制希望を選択したうえで**、下部の確認事項「私立もしくは国立の学校を受験する予定」に○をつけて提出をお願いします。提出がなく、国立・私立学校へ就学されない場合、通学区域内の学校を選択したものとみなします。

Q. 現在、国立・私立小学校に通っていますが、そのまま国立・私立中学校へ進学する予定です。「希望調査票」の提出は必要ですか。

A. 国立・私立中学校へそのまま進学される方も、仮に国立・私立中学校へ進学されなかった場合の選択について届出が必要になりますので、「希望調査票」は必ず提出してください。**「希望調査票」中部の学校選択制希望を選択したうえで**、下部の確認事項「私立もしくは国立の学校を受験する予定」に○をつけて提出をお願いします。提出がなく、国立・私立中学校へ就学されない場合、通学区域内の学校を選択したものとみなします。

Q. 特別支援学校へ就学予定ですが、「希望調査票」の提出は必要ですか。

A. 特別支援学校へ就学予定でも、仮に特別支援学校へ就学されなかった場合の選択について届出が必要になりますので、「希望調査票」は必ず提出してください。**「希望調査票」中部の学校選択制希望を選択したうえで**下部の確認事項「現在、特別支援学校への就学を相談中（相談予定）である」に○をつけて提出をお願いします。

公開抽選会・小・中学校の私立・国立受験等について

Q. 公開抽選会には必ず出席しなければいけませんか。

A. 必ず出席する必要はありません。
出席の有無が抽選結果に影響する事はありません。
抽選結果は郵送のほか、区ホームページに抽選番号を掲載しますのでご確認ください（6頁参照）。

Q. 第1希望校のみ記載しました。抽選に当選しなかった場合はどうなりますか。

A. 当選しなかった方は第1希望校の学校に順番をつけて「補欠登録」します。補欠登録期間中に国立・私立学校進学者や転出者が区役所に届けられた等により、受入可能人数に空きが生じた場合、補欠登録の順番に従って繰り上げ可能となった旨のご連絡をさせていただきます。
補欠登録期間終了日（小学校2月5日（金）・中学校2月12日（金））までに繰り上げにならなかった場合は通学区域内の学校となります。繰り上げ可能とならなかった方への通知はいたしません。

Q. 当選を辞退することはできますか。

A. 当選されると、国立・私立等への入学が決定した場合以外、辞退はできません。
学校選択制の利用は慎重を期してください。

Q. 国立・私立小・中学校に合格しましたが何か届出が必要ですか。

A. 国立・私立学校から発行される「入学許可証」および「就学通知書」、「本人確認書類」を持参のうえ、区役所1階窓口サービス課（住民情報）で手続きをお願いします。

Q. 私立（国立）小学校に通学しており、中学校も私立（国立）へ進学予定です。手続きが必要ですか。

A. 私立（国立）中学校に入学が決定しましたら、「入学許可証」および「就学通知書」、「本人確認書類」を持参のうえ、区役所1階窓口サービス課（住民情報）で手続きをお願いします。

Q. 特別支援学校への就学が決定しましたが、何か届出が必要ですか。

A. 1月末までに大阪府より「就学通知書」が発送されます。区役所への届出は必要ありません。

引越しが決まっている場合について

Q. 入学前に区外に引越しをする予定ですが、どうすればいいですか。

A. 引越しが決まっても、希望調査票には「**1** 通学区域の学校への就学を希望する」に○をつけてご提出ください。
引越し先の通学区域の学校を記入する必要はありません。鶴見区で就学予定となっている学校にも、必ず入学しない旨連絡してください。

Q. 入学前に区内で引越しをする予定です。引越し先の校区の学校に通いたいのですが、どうすればいいですか。

A. 引越しが決まっても、希望調査票には、「**1** 通学区域の学校への就学を希望する」に○をつけてご提出ください。
引越し先の通学区域の学校を記入する必要はありません。
引越しと同時に引越し先の校区の学校が通学区域の学校となります。

